

○ 国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

改正後	現行
<p>平成元年7月7日付け元構改D第533号 最終改正 平成31年3月31日付け30農振第3889号</p> <p>第1～第15（略）</p>	<p>平成元年7月7日付け元構改D第533号 最終改正 平成30年3月30日付け29農振第2235号</p> <p>第1～第15（略）</p>

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

改正後	現行
<p>(別紙1)～(別紙8)（略）</p> <p>(別紙9)</p> <p><u>国営施設集約再編事業</u></p> <p>第1 事業の内容</p> <p>1 要綱別紙9第2の1の(1)の「補修又は更新を要するもの」は、要綱第4の1に定める地区調査において、施設の機能診断結果に基づき、補修又は更新が必要と判断されたものとする。</p> <p>2 要綱別紙9第2の1の(2)の「集約・再編」とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 2以上の施設を対象とし、かつこれらの施設が有する機能を対象より少ない1以上の施設に集約するもの</p> <p>(2) 営農計画の変更等に伴い、対象施設の規模を縮小するもの</p> <p>3 要綱別紙9第2の1の(3)の「総費用」は、事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等の事業費とし、次の算式により算出するものとする。</p>	<p>(別紙1)～(別紙8)（略）</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>総費用 三 当該事業に要する事業費 + 当該事業により整備される施設及び関連するすべての <u>既存施設の資産価額</u> + 耐用年数が満了した一部施設の再整備費 - 評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額</p> <p><u>第2 地区調査の実施</u></p> <p><u>1 要綱別紙9 第3 に規定する地区調査の実施に当たっては、地方農政局、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区、農業協同組合等地域の実情に応じた主体で構成される協議会（別紙9において「協議会」という。）を設立し、地域の営農状況、事業実施後の営農展開等について検討するものとし、その内容を土地改良事業計画の案に反映させるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の協議会は、目的に鑑み、同旨の組織が存在する場合には、協議会に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>3 要綱別紙9 第3 の2 の総費用の低減を確認するにあつては、集約・再編を行う施設について、当該施設をそれぞれ単独で更新した場合の総費用と、当該施設を集約・再編した場合の総費用（施設の新設又は機能向上に要する費用を含む。）をそれぞれ算出した上で比較するものとする。</u></p>	